

神奈川県放射線医学会会則

- 第 1 条 本会は神奈川県放射線医学会と称する。
- 第 2 条 本会は次のための事業を行う。
- 1 放射線医学領域における専門知識の普及増進
 - 2 学術講演会等の開催
 - 3 会員相互の親睦
 - 4 その他必要な事項
- 第 3 条 本会は前項の目的に賛同した医師をもって組織する。
- 第 4 条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長3名、理事若干名、会計監査1名
- 第 5 条 会長は理事会の推薦に基づき、総会においてこれを定める。
- 第 6 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 第 7 条 (1) 会長の任期は総会終了時に始まり、時期総会終了時に終わる。
但し、再任を妨げない。
(2) 会長は満70歳となる年度をもって停年とする。
- 第 8 条 (1) 理事は総会において会員中より選出し、その任期を2年とするが、再任を妨げない
(2) 理事は満70歳となる年度をもって停年とする。
- 第 9 条 理事は会務を審議し、その運営のために必要に応じて理事会を開く。
理事の中に庶務幹事をおく。
- 第10条 理事会は会長が召集する。
- 第11条 会計監査は総会において会員中から選出し、その任期を2年とするが、再任を妨げない。
- 第12条 会計監査は1年1回行い、総会にて報告する。
- 第13条 集会は定期総会（年1回）及び学術集会（年1回以上）とし、会長が召集する。
但し必要により臨時に召集することができる。
- 第14条 本会は必要に応じて委員会を置くことができる。委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 第15条 名誉会長を置くことができる。
- 第16条 本会は顧問を置き、理事会に出席することができる。
- 第17条 本会の会員は、以下の通り年会費を納入しなければならない。
- (1) 会員： 4,000円
 - (2) 団体会員： 10,000円
 - (3) 賛助会員： 30,000円
- 第18条 本会は賛助会員を置くことができる。
- (1) 賛助会員はニュースレターなど出版物の定期的受け取りができる。
 - (2) 賛助会員は学術的な演題に限り例会で演題発表ができる。
 - (3) (2)は一社について一演題に限ることとする。
- 第19条 本会の慶弔について規約をもって別に定める。
- 第20条 本会の経費には、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 第22条 本会則の変更は、理事会に諮り、総会において承認を認めるものとする。

付 則

- ・本会則は昭和55年（1980年）10月1日より実施する。
- ・第1条：平成13年（2001年）9月22日より本会の名称を改称する。
（「神奈川県放射線医学会」より「神奈川県放射線医学会」とする）
- ・第7条及び第8条に会長及び理事の停年についての事項を追加し、2001年9月22日より実施する。
- ・第17条会費についての事項を変更し、2009年4月1日より実施する。
- ・第18条賛助会員についての事項を変更し、2012年10月6日より実施する。